# 組合費の平均月額は五一〇七円に

### 組合員減少 で財政逼迫

とが、連合と連合総研がこのほどまと めた「第一五回労働組合費に関する調 おり、専従役職員の削減や活動費カッ トなど財政の見直しを迫られているこ 合費収入の減少が大きな課題となって 労組の多くが組合員の減少により組

昨年一二月から今年一月にかけて実施 もの。同研究所が解散したため、二年 研が引き継いで実施している。調査は、 前の第一四回調査から、連合と連合総 問題研究所が二年おきに実施してきた (組合員数約二三○万人) と三九組織 「単組調査」と「産業別組織調査」に (組織人員約五八○万人)から回答を 調査は、一九七五年からアジア社会 連合加盟の五九〇組合

# パートの平均組合費は一五八四円

率だった。 となっている。二年前に比べて月額賃 平均月額に占める割合は、一・六九% 費も七○円減少しているが、割合は同 金が約四千円減少しているため、組合 組合費(加重平均)は、五一〇七円で、 イム正規従業員一人当たりの平均月額 単組調査の結果からみると、フルタ

パートタイマーや臨時雇用労働者を

二割強、 いる。 と、一〇〇〇人以上五〇〇〇人未満で 費は、一五八四円となっている。組織 は、平均四五・一%で、平均月額組合 する単組を大きく上回る。減額の割合 %を占め、「同一基準」(約三四%) と 組合費の徴収基準をみると、正規組合 規模別に組合員化している割合をみる よりも「減額している」単組が約六五 前回調査より三ポイント増加している 組合化している組合は、一六・三%で 一万人以上で三割弱となって

無では、 げあるいは引き下げといった変更の有 過去二年間における組合費の引き上 「変更なし」とする単組が約

	正規從業員						臨バ
	平均月額	組合費	平均月	植賞金	組合費の割合		時一層上
	2005年間査	2003年調査	2005年調査	2 0 0 3 年調査	2005年調査	2003年調査	用労働者の組合費
総計	5,107	5,177	302.405	306,375	1.69	1.69	1,584
299人以下	5,027	5,345	270,296	276,052	1.86	1.94	2,119
100人以上	5,188	5,321	284,374	282,112	1.82	1.89	1,793
1000人以上	5,163	5,166	302,345	296,328	1.71	1.74	1,843
5000人以上	5,229	5,409	308,766	313,355	1.69	1.73	2,097
10000人以上	5,037	5,091	302,412	310,815	1.67	1.64	1,406

四%)を大きく上回っている。 三%あり、「引き上げを行った」(四・ のは「人件費」の三四・七%。次いで、 き下げを行った」とする単組が一五・ 八割と大勢を占めている。ただし、 「活動費」(二四·六%)、「交付金」(一 単組の支出内容をみると、最も多い

ている。組合専従の正規職員も五・二 査の八・五人から七・六人に、半専従 人から四・四人に減っている。 役員も三・五人から二・六人に減少し 役職員体制では、専従役員が前回調 となっている。

四・五%)、「上部団体費」(九・一%)

### 産別も厳しい財政状況

している。 前回調査と変化なく一定の水準で推移 織への月額会費の比率は○・一七%で なっている。平均賃金に占める産別組 当たりの月額会費は、平均五一〇円で、 前回調査(五一二円)とほぼ同水準と 加盟単組から徴収している組合員一人 産別調査の結果からみると、 産別が

織は組織人員一○万人未満の組織が多 儀なくされた組織もあり、そうした組 ている。しかしながら、会費変更を余 七・九%)が「変更はなかった」とし 合員の賃金水準の低下や、組合員数の い。連合総研はその背景として、 会費の変更については、二九組織(八 組

費変更を検討していない」とする産別 労働者の増加といった組織事情がある. が約六割にのぼっている。 おける会費変更に対する方針では、 と指摘している。なお、今後二年間に 組合費水準の低いパー ŀ 会

引

平均人数は、一〇・五人で前回調査よ 減少は、とくに二○万人未満の組織で り○・七人減少。こうした専従役員の 財政悪化の影響は、専従役員の削減に 顕著となっている。 まで及んでおり、一組織の専従役員の 組合員数の減少を背景とした産別

行っていない。 会計年度では八割以上の組織で積立を でなく、また制度があっても、直近の ストライキ資金積立制度は半数の組織 査に比べ一八一九万円減少している。 組織平均一億五九〇二万円で、 産別が連合へ納入する年間額は、一 前回調

### 組織強化・拡大が急務

方で、 費の見直しなど支出削減策を講ずる一 財政の見直しが不可避な状況にある。 とする意見が多くあがっている。 ことにより、組織強化・拡大を進める 化」「パート・有期契約社員を組織化」 対策として、専従役職員の削減や活動 共通して指摘されている。そのため、 合費収入が減少」が大きな課題として 合員数の減少に菌止めがかからず、 一グループ・関連企業の組織化」する 調査票の自由記入意見をみると、 「契約社員のユニオンショップ 組

### 調査部 才川智広)

### 労働法

# 労働契約・時間法制の素案提示、労使の反対で審議が中断

割増率の引上げなどについて議論が不 決まらぬまま分科会は閉会となり、 省の素案の全体像が明らかになった。 り込まれた一定時間数を超える残業の 議は一時中断することとなった。 べき」との認識で一致し、次回日程が とりまとめについて、「拙速は避ける それぞれ反対意見を表明。七月の中間 労使双方は、提示された素案に対し、 度」の創設などを盛り込んだ厚生労働 の制定や「自律的労働にふさわしい制 が六月二七日に開催され、労働契約法 科会長=西村健一郎・京都大学教授 分科会で使用者側委員は、素案に盛 [政策審議会労働条件分科会 (分 審

加するなかで、審議の中断はあっては合意しており、個別労働関係紛争が増化が必要であることについては労使では、「労働契約に関するルールの明確は、「労働契約に関するルールの明確

ならない」などと主張。議論の継続を ・でも、議論は続けるべき」との見 ・のでも、議論は続けるべき」との見 がかけた。西村会長は、「少し中断 がかけた。西村会長は、「少し中断 を開くこととした。法案の二○○七年 を開くこととした。法案の二○○七年 を開くこととした。議論の継続を

## I. 労働契約法制の立法化

就業規則の変更ルールの明確化 就業規則の変更ルールの明確化 素案は、就業規則で定める労働条件 と労働契約の関係を明確化することを と労働契約の関係を明確化することを と労働契約の関係を明確化することを との間に、就業規則の内容が合理的でない場 に、就業規則の内容が合理的でない場 に、就業規則の変更ルールの明確化 素案は、就業規則で定める労働条件 を定める部分以外については、当該事 を定める部分以外については、当該事 を定める部分以外については、当該事 を定める部分以外については、当該事 を定める部分以外については、当該事 を定める部分以外については、当該事 との間に、就業規則で定める労働条件 素案は、就業規則の変更ルールの明確化

業規則に定める労働条件による旨の合業規則に定める労働条件によって労働者が被る行い、その変更によって労働者が被る不利益の程度、変更の必要性、変更後不利益の程度、変更の必要性、変更後不利益の程度、変更によって労働条件に状況などに照らして、その労働条件におるが労基法を遵守して就業規則の変更をが労基法を遵守して就業規則の変更をが労基法を遵守して就業規則の変更をが労基法を遵守して就業規則の変更をが労基法を遵守して就業規則の変更をが労基法を遵守して就業規則の変更をが労基法を遵守して就業規則の変更に際しても、使用者就業規則の変更に際しても、使用者

などと批判し、審議の一時中断を求めなどと批判し、審議の一時中断を求めて業を代表する使側委員からは、労働の金銭解決などの意見もあがった。一方、が困難などの意見もあがった。一方、が困難などの意見もあがった。一方、対側の金銭解決などについて、「議論不足の金銭解決などについて、「議論不足の金銭解決などについて、「議論不足の金銭解決などについて、「表論不足の金銭解決などについて、「表論不足の金銭解決などについて、「社員の中間と十分であると批判し、「七月の中間と

意があるものと推定するとしている。 この場合、事業場に過半数組合があめた過半数組合」との間で合意があれめた過半数組合」との間で合意があれば、変更後の就業規則が労働条件になることを合意したものと推定するとしている(ただし、労働者がその就業規則の変更が不合理なものであることの反証を行った場合には、この推定は覆したる(ただし、労働者がその就業規則の変更が不合理なものであることのであることの場合がある。

一方、事業場に過半数組合がない場合は、事業場の労働者を代表する者との間で合意していれば、過半数組合との間で合意していれば、過半数組合との間での合意に準ずる法的効果を与えることについて検討するとしている。るで、事業場の労働者による話し合選挙や信任または労働者による話し合選挙や信任または労働者による話し合選挙や信任または労働者による話し合政を明確にするとともに、事業場の多様な労働者の利益を公正に代表するとができるように改める必要があるとしている。

更する際に、「事業場のすべての労働えで、使用者が、就業規則を作成・変の労働者を代表する者として認めることも検討が必要だとしており、そのうとも検討が必要だとしており、そのような手続きを経て選出された「事業場のすべての労働者を適正に代「事業場のすべての労働者を適正に代「事業場のすべての労働者を適正に代

きだとしている。
を変している。
を変している。
を変している。
を変している。
を変している。
を変している。

( / ) トピックス

### 労働条件変更の際の書面確認

素案では、賃金や労働時間などの重素案では、賃金や労働時間などの重を書面で明示のうえ、説明することをを書面で明示のうえ、説明することをを書面で明示のうえ、説明することをを書面で明示のうえ、説明することをがあるとの考え方を示した。例えば、転籍の場合、使用者(転籍元)は、転転の場合、使用者(転籍元)は、転転の場合、使用者(転籍元)は、転額を申し出る際に改めて書面による明本・説明を要することとするよう検討示・説明を要することとするよう検討の場合、労働者の個別の承諾がなけれて、

## 解雇の金銭解決の仕組みを検討

素案は、解雇無効の判決がなされても、実際に原職復帰が困難な場合につも、実際に原職復帰が困難な場合につも、実際に原職復帰が困難な場合につも、実際に原職復帰が困難な場合につも、実際に原職復帰が困難な場合につも、実際に原職復帰が困難な場合につも、実際に原職復帰が困難な場合につも、実際に原職復帰が困難な場合につも、実際に原職復帰が困難な場合につも、実際に原職復帰が困難な場合につも、実際に原職復帰が困難な場合につも、実際に原職復帰が困難な場合についる。

しては、①解雇無効の判断が出る前に、検討すべきだとしている。検討課題とも、金銭で迅速に解決できる仕組みをも、金銭で迅速に解決できる仕組みをおし、審判または裁判で解雇が争さらに、審判または裁判で解雇が争

きるようにするのか――などをあげた。きるようにするのか、一定の基準に基づき事額とするのか、一定の基準に基づき事額とするのか、一定の基準に基づき事額とするのか、一定の基準に基づき事額とするのか、一定の基準に基づき事額とするのか、一定の基準に基づき事額とするのか、一定の基準に基づき事額とする。

# 反復更新の有期に応募機会の付与

# · 労働時間法制 (労基法改正

一定時間数超の残業割増率引上げ 一定時間数超の残業割増率引上げ 素案では、過労死の防止や少子化対 策の観点から、長時間にわたる恒常的 策の観点から、長時間にわたる恒常的 な時間外労働の削減や年次有給休暇制 をさせた場合に、時間外労働をし た時間数に応じて算出される日数(例 た時間数に応じて算出される日数(例 た時間数に応じて算出される日数(例 た時間以下の場合に一日、七五時 超七〇時間以下の場合に一日、七五時 超七〇時間以下の場合に一日とと 大時間数に応じて算出される日数(例 たば、一カ月の時間外労働が四〇時間 を、一カ月以内に付与することを義務

的には、時間外労働の実態を考慮して割増賃金の引上げも盛り込んだ。具体また、時間外労働の抑制策として、また、時間外労働の抑制策として、また、時間外労働の抑制策として、また、時間外労働の抑制策として、

一方、年次有給休暇制度の見直しで一方、年次有給休暇制度の見直しで、野性協定で、野性協定で、また、この付与に当たっては、恵いたうえで付与しなければならないでめ労働者から時季について意見をかじめ労働者から時季について意見をかじめ労働者から時季について意見をかじめ労働者から時季について意見をかじめ労働者から時季について意見をかじめ労働者がら時季について意見をないことを盛り込んだ。
また、子供の看護などで年次有給休暇制度の見直しで一方、年次有給休暇制度の見直しで

# ともあげた。 ともあげた。 ともあげた。 ともあげた。 ともあげた。 ともあげた。 とは、 時間単位での取得を可能とするこ的な運用を取り決めた事業場について的な運用を取定し(例えば五日程度)、 具体明を活用できるように、 労使協定で、 また、 子供の看護などで年次有給休また、 子供の看護などで年次有給休また、 子供の看護などで年次有給休また、 子供の看護などで年次有給休また。

# 自律的労働にふさわしい制度の創設

む自律的な労働者が見られ始めている事を通じて、自己実現や能力発揮を望素案は、わが国でも高付加価値の仕

ついては適用除外となる。

間を通じ週休二日相当の休日があるこ に相当程度の休日が確保されている者 に相当程度の休日が確保されている者 に相当程度の休日が確保されている者 に相当程度の休日が確保されている者 に相当程度の休日が確保されている者 に場合に対処する仕組み(例えば、労 た場合に対処する仕組み(例えば、労 た場合に対処する仕組み(例えば、労 が適用される者。

できると評価されるに足る一定水準以る賃金の額が、自律的な働き方を決定ている者。第四に、一年間に支払われおける出退勤の確認が確実に実施されお通じてあらかじめ確定し、出勤日に第三に、出勤日または休日が一年間

当該対象労働者を通常の労働時間管理 労働者の年収に一定の割合を乗じた補 場の労使の実質的な協議に基づく合意 労使の実質的な協議に基づく合意によ 労働契約の書面合意を求めるとする。 発出することができることなどについ に戻す命令や、制度全体の廃止命令を 償金を対象労働者に支払うこと、行政 けのほか、重大な違背があった場合に、 置として、苦情処理制度の設置義務づ により定めることができるようにする 者の要件を満たす範囲内で、当該事業 範囲についても、法に定める対象労働 り決定するとしている。対象労働者の ては、対象労働者と使用者による個別 上の額である者。これらの事項につ 官庁の改善命令に違背した場合には、 導入要件については、当該事業場の 新制度の適正な運用確保のための措

### 管理監督者の範囲を明確化

検討すべきとしている。

なお、素案は、管理監督者の範囲等なお、素案は、管理監督者の範囲とは、「労働条件の決定その他の範囲とは、「労働条件の決定その他の範囲とは、「労働条件の決定その他の範囲とは、「労働条件の決定その他の範囲を明確化するため、基本的な者の範囲を明確化するため、基本的な者の範囲を明確化するため、基本的な者の範囲を明確化するため、基本的な事件について労基法で規定する。また、管理監督者の範囲の適切さの確保に資金に明示することもあげた。

### 四个 奥田学二

現行の均等法では、

雇用分野におけ

# 改正均等法

# 「性差別禁止法」へ転換、「間接差別」の理念も盛り込む

トピックス

単安雇用機会均等法の施行から、今年でちょうど二○年。その改正法案が 「月一五日、先の通常国会の衆議院本 大月一五日、先の通常国会の衆議院本 会議で、全会一致で可決、成立した。 前回の改正(九七年)から約一○年を 前回の改正(九七年)から約一○年を を送別」理念の導入、妊娠・出産等を 理由とした不利益取扱いの禁止──な 理由とした不利益取扱いの禁止──な 世を盛り込んだ法律の抜本的な見直し となった。来年四月からの施行に向け となった。来年四月からの施行に向け となった。来年四月からの指針づくりを 進める。

### 性差別禁止法 への転換

今回の改正の主な柱は、五本(図1 参照)。まず、最大の改正点として、 参照)。まず、最大の改正点として、 参照)。まず、最大の改正点として、 た。もともと均等法は、憲法一四条が 保障する法の下の男女平等を、雇用分 保障する法の下の男女平等を、雇用分 保障する法の下の男女平等を、雇用分 保障する法の下の男女平等を、雇用分 な扱いだけでなく優遇措置も含む)を かな、男女双方を対象とする性差別の温存 につながりかねないと、法制定当初か につながりかねないと、法制定当初か につながりかねないと、法制定当初か につながりかねないと、法制定当初か

> され、賃金格差の縮小につながること により、男女間の職域分離の是正が促 男女双方に対する「性別を理由とする 約の更新-雇用形態の変更、退職の勧奨・労働契 利厚生、定年・解雇、降格、職種変更 権限付与含む)、昇進、教育訓練、福 回、募集、採用、配置 期待されているにすぎない。しかし今 題について、男性から共感が得られや 差別禁止」の理念が明確化した。これ 差別禁止を当然反映させるものとして すくなる効果も見込まれている。 が期待されるほか、職場での性差別問 る男性に対する差別の禁止は、 ―の全ステージにわたり、 (業務の配分、

### 間接差別」概念の導入

された。

これまで、均等法は「男性のみ採用・ 2参照)。 明らかに女性を排除する直接的な差別 要件にする③昇進にあたり転居を伴う 少なくなっている状況も問題になる(図 り」とするなど、実質的に対象女性が 要でないのに、「総合職は全国転勤あ 以上」という要件を設けたり、幹部と 職務上必要がないのに「身長一七○㎝ を禁止の対象にしてきたが、今後は、 募集」「総合職は男性のみ」といった、 転勤経験を要件にする― 職の募集・採用にあたり、全国転勤を の身長・体重・体力要件を課す②総合 いるのは、①募集・採用にあたり一定 令で定めるとしているが、想定されて なる職務能力に全国転勤は必ずしも必 「間接差別」の具体的な中身は、 一の三ケース。

答弁した。

二・一%にすぎない。コース別雇用管理の企業は四六・七%(○三年)にの関う。その総合職と、定型的業務の一般職を行う総合職と、定型的業務の一般職に分けるコース(雇用管理区分)の中では同じコース(雇用管理区分)の中では同じコース(雇用管理区分)の中でだけ」といった流れが形成されてきただけ」といった流れが形成されてきた。均等法の高さによれば、コース別雇用管理を導入している五○○○人以上規管理を導入している五○○○人以上規管理を導入している五○○○人以上規管の企業は四六・七%(○三年)にのおいた。

理の導入企業に、「間接差別」規定が理の導入企業に、「間接差別」規定が 与えるインパクトは小さくない。 与えるインパクトは小さくない。 「間接差別」の中身を「限定列挙」 上対象とならず不十分」といった質問 上対象とならず不十分」といった質問 が程三つに限定するのか」「一部しか要件な のどれでも俎上にのり得る、広い概念 らどれでも俎上にのり得る、広い概念 らどれでも爼上にのり得る、広い概念 が社会に浸透しているとは言い難い。 が社会に浸透しているとは言い難に が社会に浸透しているとは言いがに は、対象をまず省令で規定し、必要に は、対象をまず省令で規定し、必要に は、対象をまず省令で規定し、必要に は、対象をまずるや組みにした」などと

扱う | も間接差別は存在し得る。司法の場で 三つだが、省令で規定するもの以外に 政府側は「行政が指導、勧告するのは を与えないか」などとする指摘も出た は該当しないと解釈され、裁判に影響 審議では、「限定列挙によりそれ以外 の中身を限定するのは例がない。国会 使用者側の反対から見送られた。 対象に含めることが検討された。だが 用にあたり学歴・学部を要件とする」 たり世帯主を要件にする」「募集・採 利厚生の適用や家族手当等の支給にあ った面がある。審議会の段階では、「福 めた労働者側意見との妥協の産物とい 反対する使用者側と、対象の拡大を求 た背景には、 諸外国の例を見ても、 「処遇の決定にあたり正社員を有利に 「間接差別」の中身が三つに絞られ ―といったケースについても 「差別の概念が曖昧」と 「間接差別」

て、

別に民法九○条や間

[接差別法理を用

法理により違法と判断される可能性が

ることを広く周知する②法施

**泥行五年** 

機動的に

令で規定する以外にも存在し得ること

省令以外でも司法判断で間接差別

るものではない」などと答弁した。

公序良俗違反とすることを妨げ

附帯決議には、

1

「間接差別」

は省

### 図1 改正男女雇用機会均等法の概要

### 1. 差別禁止の範囲拡大

- (1) 男女双方に対する差別の禁止
- (2) 差別的取扱いを禁止する雇用分野の明確化・追加 配置に権限の付与・業務の配分が含まれることを明確化 降格、職種・雇用形態の変更、退職勧奨、労働契約の更新を追加
- (3) 間接差別の禁止
  - 省令で列挙する要件について、合理的な理由がある場合を除き禁止
  - ·募集・採用における身長・体重・体力要件
  - ・総合職の募集・採用における全国転勤要件
  - ・昇進における転居転動経験要件

### 2. 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止

- (1) 妊娠・出産等の理由による解雇(現行)だけでなく、その他不利益取 扱いを禁止
- (2) 妊娠中・産後1年内の解雇は、事業主がそれを理由とする解雇で ないことを証明しない限り無効
- 3. セクシュアル・ハラスメント対策の強化

男性も対象とし、雇用管理上の措置を義務化

### 4. 調停、企業名の公表

セクシュアル・ハラスメント、母性健康管理措置を、調停及び企業名 公表制度の対象に追加

### 5. (労働基準法関係)女性の坑内労働の規制緩和

女性の坑内労働の禁止(現行)について、妊産婦及び省令で定める 女性に有害な業務等(作業員業務等)を除き解禁

(施行期日:2007年4月1日)

### 図2 参考:間接差別として考えられる例

以下、1、2、3を要件としたことにより、女性の該当(採用、昇進等)採用が男性に 比べ相当程度少ない場合で、当該基準等の合理性・正当性に関するそれぞれ次の ような使用者抗弁が認められない場合。

### 1.募集・採用に当たっての身長・体重・体力要件

- ・職務関連性がある
- ・他の方法により身長・体重・体力を補うことが困難、または機械を購入する 等、一方の性に不利とならない他の方法を採用すると、使用者に過大な負担 を生じる等
- 2. 総合職の募集・採用に当たっての全国転勤要件
  - ・全国に支店・支社等がある場合で、異なる地域の支店・支社で管理者として の経験を積む、生産現場の業務を経験する、地域の特殊性を経験する こと等が、幹部としての職務能力の育成・確保に必要
- ・組織運営上、全国転勤を伴う人事ローテーションを行うことが必要等、業務 トの必要性がある
- 実際の運用では、転勤時点で個々の労働者の状況に配慮する等、労働者の 不利益を緩和する措置を講じており、そのことが労働者にも周知されている等
- 3. 昇進に当たっての転居転勤経験要件
- 昇進後の職務が、異なる地域の支店・支社での管理者としての経験、生産現 場の業務の経験、地域の特殊性の経験等を必要とする
- ・人事ローテーション上転居を伴う転勤が必要な場合で、組織運営上、転居を 伴う転動経験者に一定の処遇を与え、企業内のモラルを維持することが必要 等、業務上の必要性がある
- 実際の運用では、転勤時点で個々の労働者の状況に配慮する等、労働者の 不利益を緩和する措置を講じており、そのことが労働者にも周知されている等 <厚労省「男女雇用機会均等政策研究会」報告書より>

る

業側 妊娠・出産 横行しているのが現状だ。 別に指針に定められるが、 いも禁止し 定める理由 ことを証明しない限り無効として、企 が突然、打ち切られるなどの れ、反復更新してきた有期雇用の契約 な配転やパートへの身分変更が強要さ 出産等を企業に告げたとたん、不利益 を禁止している点が裏目に出 途をたどっている。さらに、 に乗り出した解雇事案の八割は、 後を絶たな 企業側が妊娠・出産以外に理由がある たたない女性社員を解雇した場合は、 改正法では、 産等を理由とするもので、  $\sigma$ (現行) の立証責任を明確にした。また、 の取得 た。 申 ・産休取得、その (母性保護措置等) による だけでなく、 妊娠中または産後 し出 不利益取扱 均等室が紛争解 係る不利 育児・介護 不利益取扱 いの内容は、 て、 増加の 他省令で 扱 解雇だけ 益取 妊娠· 13 が、 年

―ことなどが盛り込まれた。

への)対象の追加、見直しを の見直しを待たずに、

図

約の変更のないの禁止にな 減給または賞与等の不利益算定、 益な配置変更、 の禁止に合わ 強要、自宅待機命令、 せ、

口の設置、セクハ・・という方針の明確化・周知や、という方針の明確化・周知や、 後はこれら必要な措置を、 ともに、これまでの「配慮義務」から 性に対するセクハラも対象に含めると なければならないとされてきたが、 Š 「措置義務」へと規定を強化した。企 の未然防止と事後対応に ラ発生後の適切な対応など、セク の設置、セクハラ教育の徹底、 関する企業の防止義務について、 ル・ハラスメント(性的嫌がら 正法 義務を負 では、 職場におけるセクシ セクハラを許さな 「配慮」 相 ゼ ユ 男 17

与えそうだ。

行法でも、

妊

出

産等を理

由

ラ

「解雇」

が禁止されているが、

全

労働

均等室に寄せられる訴

えは

扱いの禁止も、

職場に大きな影響を

(正均等法の三つめのポイントとし

妊娠・出産等を理由にした不利

不利益取扱いを禁止

・出産等による

などが書き込まれるものとみられる セクハラ防止は措置義務 就業環境を害すこと― 不利 セク 談窓

て

ア

紛争は、調停に付すことも事後措置の

つになる」ことなどが示される見込

る紛争も労働局が行う「調停」の対象

15

加わったため、

「セクハラに関する

ほ

か、今回の改正で、

み。セクハラに関する紛争等をめぐっ

使用者が労働局の「報告徴収」

改

退職または労働

確認した時はあらかじめ定めたルー

ル

こった場合には に定められるが、 企業が負う措置義務

「事実関係を確認

とくにセクハラが

0

内容は、

に則り対応すべき」旨が盛り込まれる

を課す規定も新たに設けた。

今

報告をした場合に「二〇万円以下

過

企業が報告に応じなかったり、

応じないケースも多い。

改正法では 虚偽の

の 改正は法律の抜 参院七項目、衆院一一 本的な見 義 項

査部 渡辺木綿子

れて

いる

よう、 明らかなように、一方で課題も残った。 制化を進める ションの普及促進のため、 附帯決議では、①ポジティブ・ ったパート問題も持ち越した。 れるなど、国会審議で大きな争点にな アクション(積極的な特別措置)の 正するために、企業が行うポジティブ・ 長年積み重ねられてきた女性差別を是 目におよぶ附帯決議がついたことから となったが、 が意欲を持ち能力を十分発揮できる 援助をとくに強化する②パート労働 野党から均等待遇確保法案が提出さ |化|| は見送られ、均等法審議に併せ 口 改正法は、 正社員との Ŧi. -ことなどが確認され 均衡処遇に関する法 年後の見直しが予定 企業に対す アク

セクハラに関す